

第3回鳥取地方裁判所委員会及び第3回鳥取  
家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成16年7月15日（木）午後1時30分～午後3時20分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

生駒尚秋（地裁委員），伊藤寿之（地裁委員），及川敬貴（地裁委員），柏木徹（家裁委員），金木秀文（地・家裁委員），高取憲一郎（家裁委員），竹本芳宏（家裁委員），永井ユタカ（地・家裁委員），福田仁志（地裁委員），藤岡正義（地裁委員），松尾昭彦（家裁委員），三田三香子（地・家裁委員），安田寿朗（地・家裁委員），山田陽三（地裁委員），渡部晃治（家裁委員）

（事務担当者等）

地裁：重吉進事務局長，栗栖清次民事首席書記官，喜多村浩海刑事首席書記官，長谷川健作総務課長

家裁：木村淳一事務局長，小俣敏生首席家裁調査官，若槻憲吉家裁首席書記官，筒井保総務課長，大儀一博総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) 委員長選出（発言要旨等は別紙1のとおり）
- (2) 各委員から事前に提出された質問について
- (3) テーマについて
- (4) 次回開催について
- (5) その他

5 議事

- (1) 各委員の紹介
- (2) 各委員から事前に提出された質問について

保護命令申立ての現状，講師派遣の講演内容，相談窓口体制，各委員会（部外者も構成員であるもの）及び職員の男女構成比，司法手続上の男女共同参画の視点での見直しの現状，当委員会での提案事項等に関する取組結果，裁判官

会議の公開の問題，裁判所の物的・人的体制，裁判官・調査官の専門性の確保，新人事訴訟法下の家事事件の運用実績，「利用者の声」の取扱いについて，永井委員，重吉事務局長，木村事務局長，栗栖民事首席書記官，喜多村刑事首席書記官，小俣首席家裁調査官及び若槻家裁首席書記官から説明した。

(3) テーマについて

「裁判員制度について」をテーマとし，意見交換した（発言要旨等は別紙2のとおり）。

(4) 次回の開催について

次回委員会も地家裁合同で開催する。

開催日時 平成17年2月17日（木）午後1時30分

テーマは，今回に引き続き，「裁判員制度について」とする。

(5) その他

議事概要の確定方法について定めた。

以 上

(別紙1)

委員長選出発言要旨

- A委員 委員長には、裁判所の所長になっていただくのがよいと思う。
- B委員 裁判所関係者は避けるべきと考えている。諮問者と被諮問者が同一の立場というのは好ましくないし、一般の行政委員会の例にも反する。検察官委員も弁護士委員もふさわしくない。学識経験者委員から選任されるのがよいと思う。
- C委員 地家裁委員会は、最高裁判所一般規則制定諮問委員会の諮問を受けて設置されたが、平成15年1月31日に開催された同諮問委員会の第6回委員会議事録によると、委員長から、「確かに諮問に答申するという形で詰めて考えてみますと、当事者が当事者に対して諮問を求めるみたいな、これはおかしいじゃないかという議論も分からなくはないんですが、この委員会の目的から見て、裁判官も入り、時と場合によっては、それは規模によって違うのかも分かりませんが、裁判所の所長が自ら責任を持って、委員会の一員となって、広くその委員会に列席しておられる委員の皆さん方から御意見を聞くと、間接的に聞くというよりは、より効果的な側面も十分考えられるわけですので、要綱案自体としては、例えば裁判所所長は除外するとか、あるいは確認事項でそうしないように努めるとか、そこまで絞らないで、原案どおり御承知いただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。この委員会の目的から見て、そう余りかたくなに考えないで、もう少し幅広くフランクにお考えいただいて、いかにして国民の声を名実ともに吸い上げるか、それが私は一番大事なところだろうと思いますので、余り形式的なことにこだわらないで原案どおり御承認いただければありがたいと思うんですが、よろしゅうございますか。」との発言がなされ、異議なしで了解されている。したがって、最高裁判所一般規則制定諮問委員会での趣旨を御理解いただきたい。
- B委員 そのような議論については理解しているが、鳥取地家裁委員会では、裁判所関係者は避けるべきと思う。根拠はいろいろあるが、例えば、これまでの委員会において、報道機関の取材の件で、委員長が、他の委員の意見を聴く前に自分の意見を先に述べるようなことがあったが、他の委員が委

員長の意見に引っ張られるようではいけないので、裁判所委員が委員長になるのはいけないと思った。その考えに対し、他の委員の方がくだらないと言われれば、それに従う。

地裁委員会については、経験を考慮してE委員にお願いするか、または、若い感覚で新しい風を吹き込むという意味でD委員にお願いするのがよいと思う。

D委員 新しい風を吹き込み過ぎてもいけないので、E委員か永井委員がよいと思う。

E委員 私はできない。

F委員 B委員の意見は原則としてはそうだと思うが、裁判所のことがわからないと委員長はできないし、また、この委員会は裁判所と相對する場ではないと思う。

結果

地裁委員会及び家裁委員会の委員長に永井委員を選任

以 上

(別紙2)

テーマに関する発言要旨等

- 1 委員長 事前に委員からいただいた「裁判員制度について」をテーマとして  
はどうか。  
全委員 委員長からの提案のとおり、「裁判員制度について」をテーマとす  
ることとした。
- 2 裁判員制度について、概要を喜多村刑事首席書記官が説明した。
- 3 C委員 裁判所では、裁判員制度をわかりやすく広報し、国民に負担のない  
ものにするにはどうしたらよいかという観点で検討を重ねている。  
B委員 次回の委員会で、裁判員制度について、弁護士会がどう考えている  
かを御紹介したい。  
委員長 他の委員の方も、裁判員制度についての協議のため、御意見の準備  
をお願いしたい。

以 上